

市からの連絡帳

10月は、市・都民税普通徴収第3期の納期です。納付には、便利な口座振替を。
納税課 ☎(☎460 - 9831)

各種申請

土曜日窓口

市民課では、土曜日に住民票や印鑑証明の交付のほか転出・転入手続などもできるサタデーサービスを行っています。

内容によっては取り扱えないものがありますので、事前にお問い合わせください。

時・場

第1・3・5土曜日・保谷庁舎

第2・4土曜日・田無庁舎

午前9時～午後0時30分

市民課 ☎(☎460 - 9820)

保 ☎(☎438 - 4020)

公的個人認証サービス

現在インターネットを利用して行政機関へ申請手続きなどが行える電子申請サービスが普及してきています。インターネットを利用してさまざまな行政手続きを行う際、他人による「なりすまし」や通信途中での「改ざん」が行われていないことを行政機関が確認する機能が必要になります。公的個人認証サービスとは、ICカード(住民基本台帳カード)に格納するやり方で電子証明書を交付し、他人によるなりすまし申請や、通信途中での改ざんを防ぐ機能を提供するものです。

公的個人認証を利用した電子申請には、ICカードリーダーライター(市販)住基カードなどが必要となります。

～公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方へ～

電子証明書の有効期間は手続きの日から起算して3年間です。有効期間が満了し失効した場合は、国税の電子申告などの電子申請・届出に使うことができなくなります。更新を希望される方は、市民課で手続きを

行ってください。

なお、現在の電子証明書が失効した後でも、新しい電子証明書の発行を受けることができます。

◆電子証明書発行(新規・更新)の申請方法

受付 市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)・午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

手続きに必要なもの

住民基本台帳カード

本人確認書類(顔写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書など)

本人確認書類に住所が記載されている場合は、住民登録と一致している必要があります。

印鑑 発行手数料(500円)

市民課 ☎(☎460 - 9820)

保 ☎(☎438 - 4020)

住民基本台帳カードの交付

市内にお住まいの方で、希望されるすべての方の申請に基づき、住民基本台帳カード(住基カード)を発行します。15歳未満の方の申請は、法定代理人による申請が可能です。親権の関係がわかる書類をお持ちください。

住基カードにはAタイプ(氏名のみを記載)と、Bタイプ(住所、氏名、生年月日、性別および顔写真を記載)の2種類があり、どちらかをお選びいただくことになります。

住基カードでは、住民票等自動交付機をご利用になれません。印鑑登録などによる「西東京市民カード」とは異なりますので、ご注意ください。

～住基カードのメリット～

写真付きのBタイプは、公的な身分証明書として利用できます。

住民票の写しをほかの市区町村で受け取れるサービスが利用できます。

転入・転出手続きを簡略化するサービスが利用できます。

◆申請方法

受付 市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)・午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

申請者 本人のみ 手続きに必要なもの

本人確認書類

即日交付...運転免許証、パスポート、その他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書など

照会交付...写真の貼付してある証明書などをお持ちでない方は、照会書を自宅に郵送する方法で本人確認をさせていただきますので、健康保険証などをお持ちください。

印鑑 Bタイプのみ写真(写真を持参する場合は、申請6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景、縦4.5cm×横3.5cmの写真をお持ちください。写真の裏側には氏名の明記をお願いします)

写真は市民課で無料撮影可能。

手数料 無料(平成23年3月31日(木)まで)

市民課 ☎(☎460 - 9820)

保 ☎(☎438 - 4020)

税

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に、下記の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)

平成21年中に新築した場合は、平成22年1月31日(日)までに申告してください。

要件

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること。

平成21年6月4日～平成22年3月31日に新築された住宅であること。

居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること。

居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下

下であること。

減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の中高層耐火住宅等	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

減額割合

床面積	固定資産税の減額割合
120㎡以下の場合	2分の1
120㎡を超え280㎡以下の場合	120㎡相当分まで2分の1(120㎡を超える部分は減額されません)

必要書類

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

☎東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎464 - 2154)

資産税課 ☎(☎460 - 9830)

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増改築した家屋は、平成22年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。

これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため家屋調査を行っています。

対平成21年1月2日～平成22年1月1日の期間中に新築・増改築した家屋

内市職員が対象の家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査します。

調査日時 調査対象となる家屋の所有者には、事前に書面でお知らせします。書面が届きましたら、資産税課までご連絡ください。日程調整のうえ、調査に伺います。

資産税課 ☎(☎460 - 9830)

「幼児2人同乗用自転車購入費」の一部を助成！ 申請期間 10月1日(木)～平成22年3月31日(水)

幼児2人同乗用自転車(運転者のための乗車装置および幼児2人の座席を設けるために必要な特別の構造または装置のある自転車)の購入費の一部を助成します。子育て支援課 ☎(☎460 - 9841)

☎(1)申請時に、市に住所があり、現に居住していること。

(2)幼児(6歳未満)を2人以上養育していること。

(3)すでに同様の助成金の交付を受けていないこと。

【対象となる自転車などは？】

幼児2人同乗用自転車

(社)自転車協会の定める「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合し、「幼児2人同乗基準適合車BAAマーク」が貼付されているもの(1世帯1台まで)

運転者の座席とは別に前後2席の幼児用座席を装着済みのもの。

市内の販売店で平成21年10月1日以降に購入したもの。

幼児用のヘルメット

SGマークの表示があり、幼児2人同乗用自転車と同時に購入する場合に限る(1世帯2個まで)

自転車、ヘルメットともに中古・転売品は除く。

助成金額 購入費の2分の1(限度額4万円)

☎申請書に次の書類を添付し、子育て支援課(田無庁舎1階)へ直接持参。

領収書の原本(申請者の氏名・購入品目の名称が明記されている原本)

購入品目と購入価格のみが記載されているレシートでは受付不可。製造メーカー保証書の写し(型番、製造番号、保証期間、購入年月日)ならびに申請者の氏名・住所などの明記があり、購入店舗のわかるもの)申請書配布 子育て支援課、市内自転車販売店、保育園、幼稚園



幼児2人同乗基準適合車マーク

